

金融円滑化に対する当金庫の取組状況について

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律
第7条第1項の規定する説明書類

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（以下、「法」といいます）第7条第1項の規定に基づき、当金庫が、同法第4条および第5条の規定に基づいてとった措置の状況に関する事項、ならびに同法第6条の規定に基づいてとった措置の概要に関する事項を、次のとおり開示します。

第1 「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令（以下、「府令」といいます）」第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

（1）取組み方針

地域の中小企業および個人のお客さまへの安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

当金庫は、お客さまからの資金需要や返済計画の見直しなどのご相談やお申込みがあった場合には、これまでと同様に、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組んでまいります。

（2）金融円滑化の実施に向けた態勢整備

上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- ① お客さまへのきめ細やかな経営改善支援を行うため、従来より本部に専担部署を設置し、各営業店窓口と連携のうえ経営改善支援活動を行っております
- ② お客さまの事業価値を見極める能力（目利き力）を高め、担保・保証に過度に依存しない融資方法に取り組んでいます。
また、営業店の融資担当職員や渉外担当職員に対し、目利き力やコンサルティング能力を向上させるための研修を継続的に行っております。
- ③ 法の施行に伴い、あらたに次の事項を実施いたしました。
 - イ. 理事会等において、本基本方針、金融円滑化管理方針、金融円滑化管理規程・要領の策定、金融円滑化管理責任者の選任を行いました。

- ロ. 中小企業者のみなさまの資金繰りや貸付条件の変更、住宅ローンご利用者の返済計画見直し等のご相談を承るため、当金庫の本・支店に、金融円滑化ご相談窓口を設置いたしました。
- ハ. 本店の休日営業においても、金融円滑化ご相談窓口を設置し、ご相談を承ることといたしました。

(3) 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客さまから貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

第2 府令第6条第1項第2号に規定する法第4条および第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

(1) 金融円滑化管理に関する責任者の配置

金融円滑化管理に関する主管部署を「業務部」とし、関連部署を「審査部」、「紋別地区業務推進統括部」および「営業店」とします。

また、金融円滑化管理責任者を「業務部担当理事」とし、業務部長、審査部長、紋別地区業務推進統括部長および営業部店長を管理担当者として配置します。

(2) 金融円滑化に係る適切な管理

- ① 営業店は、お客様から貸付条件の変更等の相談・申込みを受けた場合には、その対応の実態について検証できるような具体的な記録を記録・保存します。
- ② 業務部は、営業店から報告を取り受けることに加え、継続的にモニタリングした結果を金融円滑化管理責任者に報告を行います。
- ③ 金融円滑化管理責任者は、金融円滑化管理の状況について、定期的にまたは必要に応じて随時、理事会等に付議・報告を行います。

第3 府令第6条第1項第3号に規定する法第4条および第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を行うための体制の概要

お客様の資金繰りや貸付条件の変更等、金融円滑化に関する苦情相談については、各営業店の「金融円滑化ご相談窓口」のほか、本部窓口を以下に設置しました。

業務部 電話番号 0157-25-1737 (直通)

第4 府令第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

- (1) 経営改善支援の専担部署である「業務部金融総合支援課」と営業店は、継続的な企業訪問等を通じて定性的な情報を含む経営実態を十分に把握し、きめ細かな経営相談、経営指導、経営改善計画の策定支援等を通じて積極的に企業・事業再生に取り組むよう努めてまいります。
- (2) 業務部は、営業店からの報告を受けることに加え、継続的にモニタリングした結果を金融円滑化管理責任者に報告を行います。
- (3) 金融円滑化管理責任者は、顧客の事業価値等を適切に見極める能力向上のため、担当者の内・外部研修への参加に加え、専担部門（業務部金融総合支援課）による会議・研修等を積極的に実施しております。

以 上

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

1. 中小企業者のお客様への取組み状況

①. 貸付の条件変更等の申込みを受けた貸付債権の額

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	716	2,655	6,020	7,674	9,552	12,464	16,602	18,598	21,271	23,148	25,626	26,875	28,612	31,060	31,060	31,060
うち、実行に係る貸付債権の額	596	1,912	4,025	6,900	8,393	10,856	13,969	17,141	19,873	21,322	23,890	25,344	27,116	29,152	29,565	29,565
うち、謝絶に係る貸付債権の額	47	49	188	259	332	461	534	539	544	556	563	576	582	582	582	582
うち、審査中の貸付債権の額	72	626	1,621	179	401	546	1,286	105	34	431	326	105	45	412	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	67	184	334	425	599	812	812	818	838	845	848	867	912	912	912

(注1) 金額は、法施行日（平成21年12月4日）以降上記基準日時点までの累計（ただし、平成25年3月31日受付分までが対象）であり、申込み時点の債権金額です。

(注2) 謝絶に係る貸付債権の額のうち、申込後3ヶ月を経過したみなし謝絶が以下のとおり含まれています。

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
申込後3ヶ月を経過したみなし謝絶の額	該当なし	該当なし	135	187	187	269	340	340	346	346	354	354	360	360	360	360

②. 貸付の条件変更等の申込みを受けた貸付債権の数

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	73	245	481	658	854	1,101	1,288	1,425	1,578	1,739	1,920	2,060	2,278	2,427	2,427	2,427
うち、実行に係る貸付債権の数	64	179	375	585	752	973	1,157	1,302	1,464	1,590	1,777	1,923	2,135	2,255	2,293	2,293
うち、謝絶に係る貸付債権の数	1	2	16	24	29	39	42	44	45	47	49	51	52	52	52	52
うち、審査中の貸付債権の数	8	60	79	24	28	29	25	14	3	33	22	11	12	38	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	4	11	25	45	60	64	65	66	69	72	75	79	82	82	82

(注1) 件数は、法施行日（平成21年12月4日）以降上記基準日時点までの累計（ただし、平成25年3月31日受付分までが対象）であり、債権単位です。

(注2) 謝絶に係る貸付債権の数のうち、申込後3ヶ月を経過したみなし謝絶が以下のとおり含まれています。

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
申込後3ヶ月を経過したみなし謝絶の数	該当なし	該当なし	12	17	17	21	23	23	24	24	26	26	27	27	27	27

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

1. 住宅資金をご利用のお客様への取組状況

①. 貸付の条件変更等の申込みを受けた貸付債権の額

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	37	119	194	237	258	276	306	362	406	459	509	535	561	583	583	583
うち、実行に係る貸付債権の額	32	49	65	120	132	140	171	212	258	301	346	385	416	420	438	438
うち、謝絶の貸付債権の額	0	0	0	8	8	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
うち、審査中の貸付債権の額	5	21	44	7	5	0	0	14	2	12	17	4	0	17	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	47	84	101	112	121	121	121	131	131	131	131	131	131	131	131

(注1) 金額は、法施行日（平成21年12月4日）以降上記基準日時点までの累計（ただし、平成25年3月31日受付分までが対象）であり、申込み時点の債権金額です。

(注2) 謝絶に係る貸付債権の額のうち、申込後3ヶ月を経過したみなし謝絶が以下のとおり含まれています。

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
申込後3ヶ月を経過したみなし謝絶の額	該当なし	該当なし	該当なし	8	8	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	

②. 貸付の条件変更等の申込みを受けた貸付債権の数

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	7	15	26	35	42	46	52	61	65	70	76	78	82	84	84	84
うち、実行に係る貸付債権の数	6	10	13	22	28	31	37	43	47	52	58	60	65	66	67	67
うち、謝絶の貸付債権の数	0	0	0	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
うち、審査中の貸付債権の数	1	2	7	2	1	0	0	3	1	1	1	1	0	1	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	3	6	9	11	12	12	12	14	14	14	14	14	14	14	14

(注1) 件数は、法施行日（平成21年12月4日）以降上記基準日時点までの累計（ただし、平成25年3月31日受付分までが対象）であり、債権単位です。

(注2) 謝絶に係る貸付債権の額のうち、申込後3ヶ月を経過したみなし謝絶が以下のとおり含まれています。

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
申込後3ヶ月を経過したみなし謝絶の数	該当なし	該当なし	該当なし	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	